

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律

案に対する修正案要綱

政府は、土地利用の調整の状況について検討を加え、優良な農地が十分に確保できないと認めるときは、  
所要の措置を講ずるものとする規定を追加すること。

(改正法附則第七条関係)